

# 宇土市立中学校クラブQ & A

宇土市の中学校部活動は今年9月から段階的に地域展開します。地域展開をすることで、持続可能な活動体制の確立、学校の枠を超えた活動機会の確保を目指します。

## Q1 なぜ中学校部活動を地域展開するのか。

A 学校の部活動は、これまで学校教育の一環として、とても貴重で有意義な役割を担ってきました。しかしながら、少子化の影響により、生徒が希望する部活動に参加できなかったり、教職員も競技経験のない部活を指導せざるを得なかったり、休日も含めた部活動の指導を求められたりするなど、大きな業務負担となっています。

また、住吉中、網田中学校においては、生徒数の減少により、入部できる部活動が減少し、生徒が希望する部活動に入部できないという問題も生じております。

これらの問題を解決するため、本市においては、宇土市立中学校の生徒全員が参加できる、「宇土市立中学校クラブ」（以下「中学校クラブ」という。）を立ち上げます。

この中学校クラブは、平日から休日まで一貫した指導体制で、保護者や生徒にとっても現状の部活動と大きく変わらないような仕組みとなるほか、保護者の送迎等の協力により、住吉中、網田中の生徒が希望する種目に参加することができます。また、教職員の負担軽減、働き方改革の推進にもつながるものと考えております。

## Q2 現在、部活動に加入しており、中学校クラブに地域展開した場合、必ず中学校クラブに入会する必要があるのか。

A これまでの部活動同様、入会は希望する生徒のみとなります。入会の際には、別途申請手続きをしていただきます。

## Q3 練習会場までの移動手段は保護者等の送迎か。

A 会員（生徒）自身で活動場所への移動が難しい場合は、お手数ですが、保護者送迎を想定しております。

## Q4 中学校クラブに参加するために必要な金額はいくらか。

A ①会費 3,500 円/月 ②保険料 800 円/年 ③各種目クラブで必要な経費（金額は各種目クラブで決定）の支払いが必要になります。①会費は指導者の謝金及び中学校クラブの運営費に充てられており、費用全体の6割は市で負担しております。また、県内の他自治体の水準や国の基準をもとに検討会議にて金額を決定しました。②保険料は、スポーツ安全保険に加入していただくための費用で、活動の参加にあたって保険加入は協議会規約により義務付けております。③各種目クラブで必要な経費は、ユニフォーム代や大会出場費、空調代等となっております。

また、複数の種目に参加することも可能ですが、①会費は種目数分の支払いが必要となり、③各種目クラブで必要な経費についてもそれぞれ必要となります。

**Q5 中学校クラブではどのような方が指導するのか。**

A 指導を希望する小中学校等の教職員をはじめ、専門的な指導ができる方などです。また、退職した教職員の中にも競技に対する専門性が高く、意欲的な人材も存在し、指導に携わります。これまでの部活動と異なり、教職員だけではなく、地域の人材を積極的に活用し、指導の協力を仰いでおります。

なお、指導者の資質等向上を目的とした研修会への参加もお願いしております。持続可能な中学校クラブの運営のために、指導者の確保に随時取り組んでいきます。

**Q6 中学校クラブの活動日数や時間はどうなるのか。**

A 県の部活動指針に準じながら、平日3日、土日はどちらか1日を原則としています。活動時間も平日は2時間程度以内、休日は3時間程度以内とするなど、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うことを目指します。ただし、大会前など、クラブが希望すれば、活動日数を増やせるしくみも設けています。(チャレンジ申請)

**Q7 中学校クラブの活動場所はどうなるのか。**

A 活動場所については、各種目の主任指導員と相談し決定します。これまで部活動をしてきた種目は、基本、継続して同じ施設を使う方針としております。

**Q8 指導者に対して謝金はあるのか。**

A これまで教職員の部活動に関しては、国の制度上、時間外手当が支給されず、休日の活動のみ、ごく少額な特殊業務手当が支給されている状況でした。また、外部指導者においてもボランティア的な立場で子どもたちにスポーツの楽しさを伝えたいという想いで従事されていました。

今後、持続可能な運営をしていくためには、指導者の人材確保は必要不可欠であり、希望する教職員や外部指導者に対しては、指導時間に応じ適切な謝金(日当)を支払います。その額は、下記のとおりとなっており、主任指導員は各種目1名のみ、指導員は6名まで登録できるようになっております。

**【規約抜粋】**

|                                       | 休日      | 平日      |
|---------------------------------------|---------|---------|
| 主任指導員                                 | 5,000 円 | 3,000 円 |
| 指導員                                   | 3,000 円 | 2,000 円 |
| 備考 謝金額は、平日は3日以内、土曜日、日曜日はどちらか1日を上限とする。 |         |         |

※一回の活動に支払われる謝金は、主任指導員及び指導員あわせて2名分を上限としております。

**Q9 経済的困窮世帯への支援はあるのか。**

A 就学援助を受けている世帯、またそれに準ずると認められる世帯の会費等について支援をする方向で、制度設計を進めております。

**Q10 会費はどのように徴収するのか、また年度途中に入会・退会した場合どうなるのか。**

- A 会費は基本 4 か月ごとに口座引落としにより前払いで徴収します（各年度初回徴収時に保険料も徴収）。入会時に引落とし口座の登録をしていただき、運営業務を行ううとスポーツクラブが手続きを行います。年度途中の入会については 3,500 円/月の月割り計算で徴収し、大会については別紙申請（様式第 9 号）をしていただくことで、場合によっては徴収した会費の一部を返金いたします。

**Q11 見学会や体験会などの機会は設けられるのか。**

- A 各種目クラブで実施していただくことになります。可否についてはうとスポーツクラブにお問い合わせください。入会后、保険が適用となるため、体験時は保険適用外となりますので、ご注意ください。

**Q12 学校のテスト期間中等も活動は実施されるのか。**

- A 学校活動でなくなるため、定期テスト期間中の活動も可能です。ただし、各学校の担当者から各種目の代表者にテストの期日等の情報は共有し、活動の実施については各種目の判断となります。